

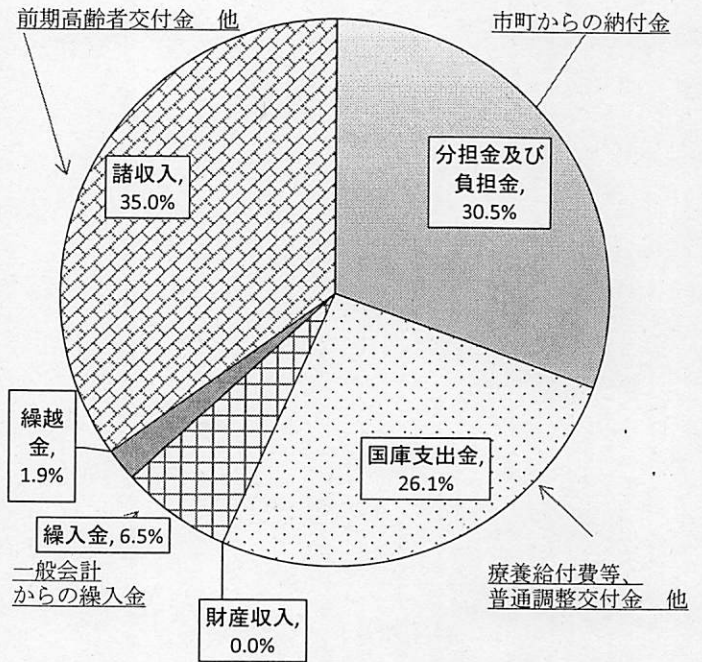
令和元年度国民健康保険事業特別会計 2月補正予算額(案)の概要

厚生・産業常任委員会資料 1
令和2年(2020年)3月13日
健康医療福祉部医療保険課

(1) 歳入予算

(単位:千円)

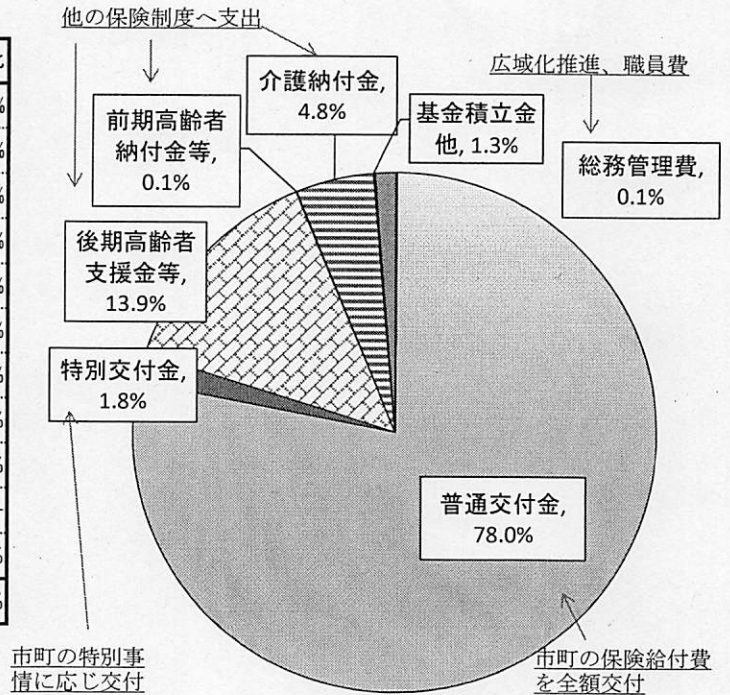
区 分	現計予算	補正後予算	対現計予算比
分担金及び負担金	36,163,410	36,007,671	99.6%
医療給付費	24,948,920	24,986,169	100.1%
後期高齢者支援金等	8,439,683	8,227,592	97.5%
介護納付金	2,774,807	2,793,910	100.7%
国庫支出金	30,417,839	30,731,505	101.0%
財産収入	2,475	1,694	68.4%
繰入金	7,286,789	7,697,815	105.6%
繰越金	0	2,289,231	-
諸収入	40,394,087	41,249,909	102.1%
合 計	114,264,600	117,977,825	103.2%



(2) 歳出予算

(単位:千円)

区 分	現計予算	補正後予算	対現計予算比
総務管理費	84,639	82,965	98.0%
普通交付金	89,719,234	91,903,243	102.4%
特別交付金	2,157,486	2,114,832	98.0%
後期高齢者支援金等	16,533,132	16,405,796	99.2%
前期高齢者納付金等	49,210	65,559	133.2%
介護納付金	5,493,719	5,620,378	102.3%
病床転換支援金	96	96	100.0%
共同事業拠出金	124,608	124,608	100.0%
基金積立金	2,475	1,694	68.4%
諸支出金	1	1,517,623	-
予備費	100,000	141,031	141.0%
合 計	114,264,600	117,977,825	103.2%



※病床転換支援金
療養病床の老人保健施設等への転換事業の市町国保負担分

※共同事業拠出金
都道府県間の再保険制度(420万円超の特別高額医療費共同事業)に拠出

【参考】被保険者数、世帯数の状況

※県人口と県世帯数は4.1現在

市町国保	県人口	被保険者数	加入率	県世帯数	国保世帯数	加入率
H31.3.31	1,411,498	278,719	19.75%	570,219	172,175	30.19%
H30.3.31	1,410,014	287,925	20.42%	564,472	175,330	31.06%

平成 30 年度分 国民健康保険調整交付金の算定誤りについて

1. 事案の概要

平成 30 年度の国民健康保険調整交付金の申請額に算定誤りがあり、国から交付を受けた当該調整交付金は、正当な額よりも 176,289 千円が過少となっていました。

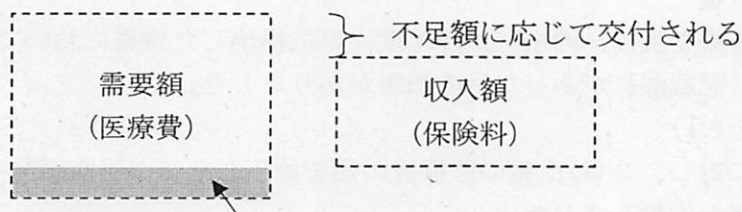
・ 正当額	7,329,845 千円	}	差引 176,289 千円
・ 既交付額	7,153,556 千円		

なお、過少となった額は、今年度に国に追加交付を申請しますが、国は前年度交付額の訂正等にかかる追加交付は 8 割としているため、2 割分の約 3,500 万円について交付金が減算されるものです。

・ 過少となった額	176,289 千円	}	差引 35,258 千円
・ 追加交付見込額	141,031 千円		

2. 国民健康保険調整交付金について

当該調整交付金は、都道府県ごとの国保の財政力の不均衡を調整するため、都道府県ごとの需要額（保険料で賄うべき医療費）と、これに対する収入額（都道府県が確保すべき理論上の保険料）を比較し、その不足分に応じて国が交付金を交付するものです。



高額医療費負担金などの公費は除算する。

3. 算定誤りの内容

次の 2 件の算定誤りが生じたことによります。

(1) 医療費の算定誤り

当該調整交付金にかかる上図の需要額の算定では、県は、市町が作成した調書を基に県内市町の医療費を合算しますが、市町が作成した調書に医療費の記載漏れがあったことにより、県全体の医療費は 12 億円過少に算定されていました。

この結果、需要額は本来の額よりも過少となってしまう、それに応じて調整交付金の交付額も過少となっていました。

(2) 高額医療費負担金の誤り

当該負担金は、1 件当たり 80 万円を超える高額な医療費に応じて、国は 1/4 に相当する額を都道府県に交付し、都道府県は、同じく 1/4 に相当する額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れています。

県は、平成 30 年度分の当該負担金を算定する際に、誤った金額を用いて算定したため、次のとおり国の負担金および県の繰入金が多額となりました。

なお、これら過大額は、今後、国に返還し、また、県の一般会計に繰り戻す予定です。

	国負担金	県繰入金
既交付額	927,484,405円	927,484,405円
正当額	836,363,383円	836,363,383円
差引	91,121,022円	91,121,022円
計 182,242,044円		

平成30年度の国民健康保険調整交付金の算定において、上記の誤った額の高額医療費負担金を需要額から差し引いていたため、需要額は本来の額よりも過少となっており、それに応じて調整交付金の交付額も過少となっていました。

4. 本件の経過

- ・令和2年1月10日（金）
県担当者は、3(2)記載の平成30年度分の高額医療費負担金に算定誤りがあることを把握しました。
- ・令和2年1月27日（月）
県担当者は上記により平成30年度分の国民健康保険調整交付金を修正しなければならないことを把握したため、翌日に厚生労働省の担当者にその旨を伝えました。
- ・令和2年1月29日（水）
県は、各市町に対し、3(2)記載の高額医療費負担金の額を修正した後の当該調整交付金の調書に誤りがないか確認を依頼しました。
- ・令和2年2月7日（金）
県内市町から連絡を受け、同市町が昨年度に県に提出した調書においては、3(1)記載の医療費の一部に記載漏れがあった旨の報告がありました。
- ・令和2年2月10日（月）
県は、各市町に対し、3(1)記載の医療費の額を修正した後の当該調整交付金の調書に誤りがないか確認を依頼しました。
- ・令和2年2月20日（木）
県は、3(1)および3(2)の誤りの修正を終え、正当な国民健康保険調整交付金の額を算定しました。

5. 算定誤りの原因

今回の算定誤りの原因は、当該調整交付金にかかる調書の作成および確認の過程において、3(1)および3(2)に関する箇所のチェックが不十分であったことによるものです。

6. 今後の対応

(1) 再発防止対策

事務処理の誤りが生じないように、システム化も含めた事務の改善や合理化を検討します。

また、県は高額医療費負担金と調整交付金の算定や確認のマニュアルを作成していますが、今般の算定誤りがあった箇所はマニュアルに記載がなかったため、今回の算定誤りがあった箇所を含め、マニュアル全般を見直し、担当者と副担当者が必ずダブルチェックすることにより再発防止を図ります。

(2) 追加交付が8割となったことへの対応

厚生労働省に対し、満額交付されるよう要望してまいります。

また、調整交付金が2割減算されたことへの対応は、今後市町と協議してまいります。